

上越市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

上越市長 小菅 淳一

上越市条例第 36 号

上越市議会委員会条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市議会委員会条例の一部を改正する条例

上越市議会委員会条例（昭和46年上越市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「8人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。